J:COM WiMAX 2+ サービス利用規約

JCOM マーケティング株式会社

（旧　大分ケーブルテレコム株式会社）

2026 年 10 月 1 日

J:COM WiMAX2+サービス利用規約

第1条（適用）

当社は、このJ:COM WiMAX 2+サービス利用規約（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）により、J:COM WiMAX 2+サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（規約の変更等）

当社は、この規約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 規約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和25年法律第132号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用がある場合には、放送法第150条又は電気通信事業法第26条第1項における提供条件の概要を含みます。）につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第3条（用語）

本規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1)「J:COM WiMAX 2+サービス」とは、WiMAX回線にて地域WiMAX 2+方式および全国WiMAX 2+方式でインターネット接続環境を提供するサービスをいいます。

(2)「J:COM WiMAX 2+回線」とは、当社が、株式会社BWAジャパン（以下「BWAJ」といいます。）およびUQコミュニケーションズ株式会社（以下「UQ」といいます。）による広帯域移動無線アクセスシステムサービスを利用して提供する、高速モバイル通信回線をいいます。

(3)「J:COM WiMAX 2+契約」とは、本サービスを利用するための契約をいいます。

(4)「J:COM WiMAX 2+契約者」とは、本サービスを契約している者をいいます。

(5)「J:COM WiMAX 2+対応機器」とは、本サービスを利用するためのアンテナおよび無線送受信装置であって、当社がJ:COM WiMAX 2+契約者に販売する本サービスの利用に必要な機器をいいます。

(6)「契約者端末」とは、本サービスを利用するためにJ:COM WiMAX 2+契約者が保有する、パーソナルコンピュータなどの機器をいいます。

(7)「UIMカード」とは、契約者識別番号その他情報を記憶することができるICカードであって、当社が本サービスを提供するにあたり貸与するものをいいます。

(8)「ユニバーサルサービス」とは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 7 条に規定する以下の役務の総称をいいます。

・第一号基礎的電気通信役務：国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報（110 番・118 番・119 番）の電話サービス等。

・第二号基礎的電気通信役務：一定水準のブロードバンドサービスの日本全国における安定的な提供を確保するべきものとして総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務等。

(9)「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービスの提供を確保するために必要な負担金として、その使用している電気通信番号または通信サービスの回線数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関を通じて、事業法第 7 条に規定する以下の提供に係る指定事業者に支払うために、当社が本サービス契約者からこれらに定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。

・第一号基礎的電気通信役務（加入電話、公衆電話、緊急通報等）

・第二号基礎的電気通信役務（高速度データ伝送電気通信役務等）

なお、本サービスにおいては、UIM カード毎に電気通信番号が割り振られており、その電気通信番号に対して、ユニバーサルサービス料が発生します。

(10)「特定事業者」とは、別記に定める当社のグループ会社を指し、本サービスを、J:COM WiMAX 2+契約者に提供する事業者のことをいうものとします。

(11) 削除

(12)「電話リレーサービス」 とは、聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、電話リレーサービス提供機関にいる通訳オペレーターが「手話・文字」と「音声」とを通訳することにより、24 時間 365 日、電話で即時双方向につなぐサービスです。

(13)「電話リレーサービス料」 とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和２年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。

第 4 条（契約の単位）

当社は、J:COM WiMAX 2+契約者ごとに 1 の J:COM WiMAX 2+回線を提供します。

2　J:COM WiMAX 2+契約者が 1 の J:COM WiMAX 2+回線で利用できる J:COM WiMAX 2+対応機器は 1 つまでとし、この J:COM WiMAX 2+対応機器は当社が販売したものに限るものとし、当社は、本サービスがこの J:COM WiMAX 2+対応機器以外のアンテナおよび無線送受信装置により利用出来ることを保証しません。

第5条（J:COM WiMAX 2+契約の成立）

本サービスの申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の加入申込書に所定事項を記入・捺印のうえ、当社に提出していただきます。ただし、当社が認めた場合、この限りではございません。

2 当社は、申込みを受け付けた順に従って承諾し、J:COM WiMAX 2+契約者として登録します。

3 当社は、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) J:COM WiMAX 2+回線を提供することが、運用上または技術上著しく困難なとき

(2) (削除)

(3) 申込者が、本サービスに係る料金その他の債務（この規約に規定する料金および料金以外の債務をいいます。以下、同じとします。）の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき

(4) 第1項に基づき提出された加入申込書その他の書類に不備があるとき

(5) 申込者が未成年、成年被後見人でそれぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合

(6) 本規約に違反するおそれがあると認められるとき

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

第6条（サービスプランの変更）

本サービスは、以下に掲げる料金種別から構成され、契約者はいつでも変更を行うことができます。変更を行う場合、新しいプランは当社がその申込みを承諾した日の属する暦月の翌月より適用となります。

(1) J:COM WiMAX ツープラス

(2) J:COM WiMAX ツープラス　ギガ放題

2 削除

3 削除

第7条（契約の成立、契約締結後書面の交付等）

当社は、本サービスの登録が完了した日または契約者が本サービスの種別等の変更を行う場合はその変更が完了した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。

2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を契約者に交付します。

3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。

(1) 電磁的方法による交付
(2) 紙面による交付

第8条（初期契約解除等）

申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書により契約の解除を行うことができます。

2 前項の規定による契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 第 1 項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は手続きに要した全ての費用を負担するものとします。

4 前3項の規定の他、申込者は当社に対し、契約成立日の前日までに申し出を行い、当該申し出が当社に到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。

第9条（提供区域）

本サービスの提供区域は、当社が別に定めるところによります。

2 前項に定める提供区域内であっても、電波状況などの環境により、本サービスを利用できない場合があります。当社は、その場合において、いかなる保証も行いません。

第10条（通信区域）

本サービスの通信区域は、BWAJ および UQ が別に定めるところによります。

2 前項に定める通信区域内であっても、電波状況などの環境により、本サービスを利用できない場合があります。当社は、その場合において、いかなる保証も行いません。

第11条（通信速度）

本サービスにおける地域 BWA サービス、エリア外地域 BWA ローミングサービスおよび UQ ローミングサービスそれぞれの最大通信速度は以下の通りです。

(1) 地域 BWA サービス：下り概ね 110Mbps ／上り概ね 10Mbps
(2) エリア外地域 BWA ローミングサービス：下り概ね 110Mbps ／上り概ね 10Mbps
もしくは、下り概ね 220Mbps/上り概ね 10Mbps（契約機器によります）
(3) UQ ローミングサービス：下り概ね 110Mbps ／上り概ね 10Mbps
もしくは、下り概ね 220Mbps/上り概ね 10Mbps（契約機器によります）

2 当社が前項で定める通信速度は最高時のものであり、電波状況などの環境、J:COM WiMAX 2+対応機器、契約者端末、その他の理由により変化します。当社は、その場合において、いかなる保証も行いません。

3 本サービスにおいて J:COM WiMAX 2+対応機器は、第 1 項に定める通信モード自動で切り替えて利用することができます。なお、対応モードは J:COM WiMAX 2+対応機器の仕様に

より異なる場合があります。

4　J:COM WiMAX ツープラスプランのご利用において、J:COM WiMAX 2+契約者ごとの当月の送受信の通信量の合計が 7Gbyte を超えた場合、当社は、当該 J:COM WiMAX 2+契約者の当月末までの通信速度を送受信最大 128kbps に制限します。

5 J:COM WiMAX 2+契約者の直近 72 時間（3 日間）の送受信の通信量の合計が 10Gbyte を超えた場合、当社は、通信の混雑状況に応じて、通信速度を終日制限します。

6 当社は、J:COM WiMAX 2+契約者が一定時間内に基準値を超える大量の情報等を送受信しようとしたときは、その通信速度を一時的に制限し、またはその超過した情報等の全部もしくは一部を破棄します。

7 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。当社は、その場合において、一切の責任を負わないものとします。

第 12 条（通信の制限）

当社、BWAJ または UQ は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは本規約に定める本サービスの利用を一時的に中断することがあります。

2　当社、BWAJ または UQ が設置する電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、全部を修理し、または復旧することができないときには、事業法施行規則に規定された公共の利益のために緊急に行なうことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従って、通信の復旧を行ないます。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの **水防機関に設置されるもの** **消防機関に設置されるもの** 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 3 の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの

第 13 条（料金の適用）

J:COM WiMAX 2+契約者は、当社がその申込みを承諾した日の属する月の翌月から起算し

て、J:COM WiMAX 2+契約の解除があった日の属する暦月までの期間（期間は月単位とし、承諾と解除が同暦月内の場合は１ヶ月間とします。）について、当社が料金表に規定する利用料の支払を要します。

2　料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第 14 条（契約の解除）

J:COM WiMAX 2+契約者が J:COM WiMAX 2+契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定める方法により通知することとします。

2　J:COM WiMAX 2+契約者が、当社の本サービス提供区域より特定事業者の本サービス提供区域へ転居する場合、または当社の本サービス提供区域より当社および特定事業者の本サービス提供区域外へ転居をする場合は、J:COM WiMAX 2+契約は解除となります。

3　当社は、次の場合には、予告なく J:COM WiMAX 2+契約を解除することがあります。

(1)（削除）

(2)（削除）

(3) 本規約に規定された義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合。

4　当社は、当社の従業員およびステークホルダーに対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段および態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。

5　前 2 項に基づき当社が J:COM WiMAX 2+契約を解約した後、J:COM WiMAX 2+契約者は利用していた当該 UIM カード、J:COM WiMAX 2+対応機器に関し、当社と再度契約することは出来ません。

第 15 条（利用の一時中断および休止）

J:COM WiMAX 2+契約者は、本サービス利用の一時中断および休止をすることができません。

第 16 条（利用の中止）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社、BWAJ または UQ の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) BWAJ および UQ が本サービスの提供に必要となるサービスの提供を中止した場合

2　前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条（利用停止）

当社は、J:COM WiMAX 2+契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が当社に支払われるまでの間）、本サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）

(2) 契約の申込みに当たって、当社に事実に反する内容の通知を行ったこと等が判明したとき。

(3) （削除）

(4) 本規約に規定された義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合

(5) 本規約に違反した恐れのあるJ:COM WiMAX 2+契約者を調査するとき

(6) 前各号のほか、本規約に違反する行為、本サービスに関する当社もしくはBWAJ、UQの業務の遂行もしくは電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条（J:COM WiMAX 2+対応機器および契約者端末）

本サービスの利用には、J:COM WiMAX 2+対応機器および契約者端末が必要となります。

2 J:COM WiMAX 2+対応機器および契約者端末の準備、設置等および維持管理は、J:COM WiMAX 2+契約者の費用と責任において行うものとします。

3 当社は、利用者の使用するJ:COM WiMAX 2+対応機器に異常がある場合およびその他本サービスの円滑な提供に支障がある場合、利用者に対し、当社またはBWAJ、UQによる当該J:COM WiMAX 2+対応機器のJ:COM WiMAX 2+回線への接続がBWAJまたはUQの定める端末技術基準等に適合するか否かの検査を受けることを要求できるものとし、J:COM WiMAX 2+契約者は、自らの費用負担にて当該検査に応じるものとします。

4　J:COM WiMAX 2+契約者の使用するJ:COM WiMAX 2+対応機器について、電波法（昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。）の規定に基づき、BWAJまたはUQが総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられた時は、J:COM WiMAX 2+契約者は、自ら使用するJ:COM WiMAX 2+対応機器の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波管理委員会規則第18号。）に適合するよう、その修理等を行うものとします。当社はJ:COM WiMAX 2+契約者に対し、当該修理等が完了したJ:COM WiMAX 2+対応機器について、電波法の規定に基づく検査を受けることを要求できるものとし、J:COM WiMAX 2+契約者は、自らの費用負担にて、当該検査に応じるものとします。

5　当社は、第3項または第4項に基づき、J:COM WiMAX 2+契約者の使用するJ:COM WiMAX 2+対応機器が当該条項に定める基準・規則等に適合していると認められない時は、J:COM WiMAX 2+契約者への本サービスの利用を中止・解約等できるものとします。

6　第4項に規定する検査のほか、J:COM WiMAX 2+契約者の使用するJ:COM WiMAX 2+対応機器について電波法に基づく検査を受ける必要がある場合の取り扱いについては、第4項および前項の規定を準用するものとします。

7　前4項に規定する場合のほか、当社は、J:COM WiMAX 2+契約者の使用するJ:COM WiMAX 2+対応機器について、J:COM WiMAX 2+回線との接続の正常性等を確認するための試験を実施することが必要であると判断した場合、BWAJまたはUQが指定する機関が行う検査を受けるよう、J:COM WiMAX 2+契約者に対して協議を申し入れることができるものとします。当該試験の結果、当該機関がその正常性等を確認できないと判断した場合は、J:COM WiMAX 2+契約者は当該J:COM WiMAX 2+対応機器を使用しないものとします。

8　当社は、J:COM WiMAX 2+契約者が、J:COM WiMAX 2+対応機器および契約者端末の選択を誤ったため、または、故障その他瑕疵等のため、本サービスを正常にまたは全く利用できなかった場合も、何ら責任を負いません。

9　端末機器代金については、別に定めるところによります。

第19条（技術仕様等の変更）

当社は、本サービスにかかわる技術仕様、その他の提供条件などの変更に伴い、J:COM WiMAX 2+契約者が使用するJ:COM WiMAX 2+対応機器の改造、交換または撤去等を要する場合も、その費用について負担しないものとします。

第20条（無保証）

当社は、本サービスについて、第9条（提供区域）および第11条（通信速度）に定めるほか、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第21条（無線事業における利用の禁止）

J:COM WiMAX 2+契約者は、J:COM WiMAX 2+回線を自らまたは他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話等に係る電気通信事業をいいます。）の用に供してはならないものとします。

第22条（契約者に係る情報の利用）

当社は、J:COM WiMAX 2+契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社、特定事業者もしくは提携事業者が提供するサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の契約約款等または提携事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。業務の遂行上必要な範囲での利用には、J:COM WiMAX 2+契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、およびサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の 利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

2 当社は、J:COM WiMAX 2+契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。

(1) J:COM WiMAX 2+契約者の確認や利便性の提供・向上、並びにサービスを提供するための業務、サービスのメンテナンス、アフターサービス、変更・解約等に関する諸手続き、および料金請求や収納業務等のため。

(2) J:COM WiMAX 2+契約者の個人情報を利用し、営業・販売活動の促進やプロモーションを行うため。

(3) J:COM WiMAX 2+契約者に電子メール、郵便、電話等で連絡することにより、当社の各種サービス・キャンペーン・イベントまたは業務提携先等の商品やサービス等の情報を提供するため。

(4) 契約者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上を活かすため、および応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。

第23条（UIMカードの貸与）

本サービスの利用には、当社からUIM カードの貸与を受けることが必要となります。当社は、かかる貸与のため、J:COM WiMAX 2+契約成立後当社所定の期間内に、J:COM WiMAX 2+契約者が第 5 条に定める申し込み時に当社に申告した住所へ、当社所定の配送業者による宅配便等を利用してUIM カードを配送します。

2 当社は、J:COM WiMAX 2+契約者に対し、本サービスの利用に係るUIM カードの使用のみを許諾するものとします。UIM カードの所有権は当社または当社にUIM カードを貸与する第三者が保有します。

3 J:COM WiMAX 2+契約者は、UIM カードを善良なる管理者の注意をもって使用しなければなりません。

4 J:COM WiMAX 2+契約者は、UIM カードが故障した場合または紛失した場合、当社が料金表に定めるUIM カード再発行手数料の支払いを要します。

5 UIM カードの修理の受付、紛失した場合の再発行その他保守は、提携事業者またはその委託先（併せて以下「UIM カード保証履行者」といいます。）が行います。J:COM WiMAX 2+契約者は、前項で定めるUIM カード再発行手数料をUIM カード保証履行者へ支払うものとします。

6 J:COM WiMAX 2+契約が解除その他により終了した場合、当社はUIM カードの返還または廃棄のいずれかをJ:COM WiMAX 2+契約者に要求することができ、J:COM WiMAX 2+契約者は、かかる要求に応じなければなりません。返還または廃棄の方法は当社が別途指定するものとします。

7 前項に従い当社からUIMカードの返還の要求を受けた場合、J:COM WiMAX 2+契約者は、UIMカードを返還する場合、UIMカードに含まれるプログラム、データ等を、J:COM WiMAX 2+契約者の責任において消去したうえで、当社所定の方法により、速やかに当社に返還しなければなりません。この場合において、消去を行わないまま当社に返還された場合、当社は、当該プログラム、データ等の漏洩等につき、一切の責任を負わず、また、当該プログラム、データ等を自由に処分できます。また、J:COM WiMAX 2+契約者がUIM カードとともに、UIM カード以外の物品等を当社に送付したときは、当社は、当該物品等を受領してから60 日が経過した後、当該物品等を廃棄することができ、J:COM WiMAX 2+契約者は、かかる廃棄に対して異議を述べることは一切できません。なお、当社は、J:COM WiMAX 2+契約者の物品等の保管義務を負うものではありません。

8 UIMカードの電気通信番号は、音声通信目的での発信、着信等には利用できません。

第24条（機器の故障交換）

J:COM WiMAX 2+対応機器が配送当初から当社の責めに帰すべき事由なく正常に動作しない状態である場合、またはその他J:COM WiMAX 2+契約者の責めに帰すべき事由により故障した場合には、J:COM WiMAX 2+契約者の負担にて、当社が別途定める事業者にてJ:COM WiMAX 2+対応機器の修補を行うものとします。

2 前項の別途定める事業者での本人確認のため、当社は、J:COM WiMAX 2+契約者の氏名、生年月日、住所、電話番号ならびにJ:COM WiMAX 2+契約の料金プランの内容および契約状況等の情報を当該事業者に通知します。

3 J:COM WiMAX 2+契約者が J:COM WiMAX 2+対応機器の利用を停止、廃棄されても、本サービスは解除となりません。第14条に基づき、当社が別途定める手続に従って行った場合のみ受け付けます。

第25条（免責事項）

当社は、J:COM WiMAX 2+対応機器の商品性またはJ:COM WiMAX 2+契約者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。

2 当社は、J:COM WiMAX 2+契約者によるJ:COM WiMAX 2+対応機器の使用その他本サービスに関しJ:COM WiMAX 2+契約者に生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、当社がJ:COM WiMAX 2+契約者によるJ:COM WiMAX 2+対応機器の使用その他本サービスに関して責任を負う範囲は、いかなる場合においても利用者の購入したJ:COM WiMAX 2+対応機器の端末代金相当額をその上限とします。但し、当社の故意または重過失による場合は除きます。

3 本サービスは、第11条に定める最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、BWAJまたはUQの運用する無線基地局設備からJ:COM WiMAX 2+契約者の回線の終端までの距離などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。

4 当社、BWAJまたはUQは、J:COM WiMAX 2+契約者が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、およびJ:COM WiMAX 2+契約者間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や速度を制限することができます。

5 当社は、J:COM WiMAX 2+契約者が本サービスの利用に用いるJ:COM WiMAX 2+対応機器が窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと当社もしくはBWAJ、UQが判断した場合、または、かかるJ:COM WiMAX 2+対応機器の取得に係る代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）が履行されていないと当社が判断した場合は、そのJ:COM WiMAX 2+対応機器を用いての本サービスによる通信の利用を制限することがあります。

6 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。当社およびBWAJ、UQは、かかる破損または滅失によりJ:COM WiMAX 2+契約者に生じる損害等について、何ら責任を負いません。

7 当社は、本サービスの提供に用いる電気通信設備（電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備を意味します。）の修理または復旧等を行うにあたり、その電気通信設備に記憶されている内容が変化または消失したことによりJ:COM WiMAX 2+契約者に損害が生じた場合において、かかる損害が当社の故意または重大な過失により生じたものでないときは、これを賠償する責任を負いません。

J:COM WiMAX2+サービス利用規約

J:COM WiMAX 2+料金表

（料金表の適用）

本サービスに関する料金額の適用については、この料金表の規定によります。

2 本サービスの料金算定に係る起算日は、サービスの利用開始日から、その日が属する暦月の翌月の初日となります。

3 削除

4 削除

1. 初期費用

契約事務手数料	3,000 円（税込 3,300 円）

2. 基本利用料

本サービスには、次表の種別があります。

サービスプラン	月額利用料
J:COM WiMAX 2+	3,800 円（税込 4,180 円）
J:COM WiMAX 2+ ギガ放題	4,500 円（税込 4,950 円）

3. その他の利用料

基本利用料以外に、発生する月額固定利用料

ユニバーサルサービス料 （本サービスでは発生しません）	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額
電話リレーサービス料 （本サービスでは発生しません）	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額
取扱い	ア　当社は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて月額利用料または契約解除料を見直すことがあります。ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。 （電話のユニバーサルサービス制度について） https://group-companies.jcom.co.jp/sites/default/files/group-companies/common/yakkan/91462/universal_91462.pdf （ブロードバンドのユニバーサルサービス制度について） https://group-companies.jcom.co.jp/sites/default/files/group-companies/common/yakkan/94033/broadband-universal_94033.pdf イ　当社は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変

	動に応じて金額を見直すことがあります。電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです （電話リレーサービス制度について） https://group-companies.jcom.co.jp/sites/default/files/group-companies/common/yakkan/91683/91683.pdf

4. その他の料金

J:COM WiMAX 2+対応機器	22,000 円（税込 24,200 円）
UIM カード再発行手数料	2,000 円（税込 2,200 円）

別記

1　特定事業者（当社を含みます）

JCOM マーケティング株式会社、株式会社ケーブルネット下関

2　提携事業者

株式会社 BWA ジャパン、UQ コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社

3　新聞社、放送事業者又は通信社の基準

第 13 条に定める修理又は復旧する電気通信設備で優先するべきとする新聞社、放送事業者又は通信社の基準は以下の通り。

区　　分	基　　準
1　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。 発行部数が、1 の表号について 8,000 部以上あること。
2　放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者 同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者および同条第 25 号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあっては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行うものを除き、自主放送を行う者に限る。）
3　通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

附則

（実施期日）

本規約は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

本規約実施の日において「J:COM WiMAX（一括移行プラン）」を契約中の場合は、料金表に規定するプランのほか、下記に定めるプランの申込みをすることができます。

下記に定めるプランを契約された場合、本規約の「J:COM WiMAX ツープラス　ギガ放題」は「J:COM WiMAX 移行用無制限プラン」と、「J:COM WiMAX ツープラス」は「J:COM WiMAX 移行用 7GB 制限プラン」と読み替えます。ただし、第 11 条（通信速度）に規定する UQ ローミングサービスの利用はできないものとします。

＜移行用　7GB 制限プラン＞

加入形態	契約期間	月額利用料	定期利用期間
J:COM 加入者(*)	なし	500 円(税抜)/月	なし
J:COM 未加入者	なし	1,900 円(税抜)/月	なし

＜移行用　無制限プラン＞

加入形態	契約期間	月額利用料	定期利用期間
J:COM 加入者(*)	なし	1,250 円(税抜)/月	なし
J:COM 未加入者	なし	2,650 円(税抜)/月	なし

(*)　当社が別に定めるインターネット接続サービスの契約者が対象です。
　　指定するサービスに加入されていない場合は未加入者の料金が適用されます。

（実施期日）

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置 1）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本規約に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

（経過措置 2）

平成 29 年 7 月 1 日から実施の一部継続事項について経過措置を以下とします。

＜移行用 7GB 制限プラン＞

加入形態	契約期間	月額利用料	定期利用期間
J:COM 加入者(*)	なし	500 円(税込 550 円)/月	なし
J:COM 未加入者	なし	1,900 円(税込 2,090 円)/月	なし

＜移行用 無制限プラン＞

加入形態	契約期間	月額利用料	定期利用期間
J:COM 加入者(*)	なし	1,250 円(税込 1,375 円)/月	なし
J:COM 未加入者	なし	2,650 円(税込 2,915 円)/月	なし

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2024 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2026 年 3 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。

（ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について）

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。（以下、「組織再編」といいます）

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付でJCOMマーケティング株式会社に商号変更します。
この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日をもってJCOMマーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本規約の定めに従うものとします。

（実施期日）
この改正規定は、2026年10月1日から実施します。
（月額利用料の改定に関する経過措置）
この改定規定により、本規約の料金表 2. 基本利用料に定める月額利用料については、以下のとおり変更します。ただし、改定後の月額利用料は、2026年11月1日から適用します。

サービスプラン	改定前	改定後
J:COM WiMAX 2+	3,429円（税込3,771円）	3,800円（税込4,180円）
J:COM WiMAX 2+ ギガ放題	4,113円（税込4,524円）	4,500円（税込4,950円）